

第1条 名称

当支部は新潟大学工学部同窓会東京支部と称し、所在地は会計担当者の住所とする。

第2条 目的

当支部は新潟大学工学部同窓会会則第3および第4条の趣旨に従い、東京を中心とする地区の会員相互親睦向上を計り、本部及び各地支部と緊密な連携を保ち、率先して悠久会の事業及び計画の発展と促進を期することを目的とする。

第3条 会員

当支部は悠久会特別会員及び正会員であって関東地区（すでに支部の設立してある地区を除く）に居住または勤務するもので組織する。

第4条 役員

当支部は下記の役員をおく。

相談役・・・若干名（支部長が必要により委嘱する。相談役は支部長の諮問に応ずる）

顧問・・・若干名（総会に図り支部長が委嘱する。顧問は各種会議に出席して意見を述べ諮問に応ずる）

支部長・・・1名（総会において支部会員の互選をもって決める。支部長は支部を代表する）

副支部長・・・若干名（常任理事中から支部長が委嘱する。副支部長は支部の事業を分担して支部長を補佐する。支部長不在の場合はその任務を代行する）

会計監事・・・2名（支部会員の中から支部長が委嘱する。会計監事は年度末に1年の収支会計の適正を監査し、その結果を総会で報告する）

常任理事・・・若干名（支部会員中から支部長が委嘱する。常任理事は、支部の重要事項を審議し、支部事業の実行に当たる）

付表1に役員名簿を示す。

口座の代表者は会計担当者とする。

第5条 任期

役員任期は2年とし、5月末を交代期とする。

第6条 欠員

任期中に副支部長、常任理事が欠員になったときは、支部会員の中から支部長が後任者を委嘱する。ただしこの場合の任期は前任者の残存期間とする。

第7条 本部役員

当支部は悠久会の役員として次のように選出する。

悠久会理事・・・支部役員の中から、支部長が委嘱する。（支部会員200名につき1名を目途とする）

悠久会監事候補・・・本部の要請により若干名を支部長が推薦する。

第8条 定期総会

支部長は毎年4月から6月中に定期総会を開催して前年度の事業状況および収支決算を報告する。定期総会では提案の審議、決議、次期支部長の選出、新入会員の紹介を行うと共に、会員相互の交歓啓発、親睦を図る。

第9条 臨時総会

支部長は重要事項の決議、その他必要があると認めるときは臨時総会を開くことがある。

第10条 請求による総会

支部長は支部会員50人以上から請求があったときは、総会を開かなければならない。このときの費用は請求者が負担するものとする。

第 11 条 総会の権限

総会の権限を次の通りとする。

- 1) 支部長を選出すること
- 2) 役員を解任すること
- 3) 支部の分割、併合または解散に関すること
- 4) 支部規則の変更に関すること
- 5) その他重要事項を決議すること

第 12 条 通知

総会を開催するときは支部会員、悠久会理事長に対して総会の日時と会議目的を示して 1 週間前に通知を出さなければならない。

第 13 条 議決

総会の決議は出席者の過半数で決める。可否同数のときは支部長が決める。

第 14 条 役員会

当支部の役員会は次の通りとし、支部長が召集する。

常任理事会、役員総会

第 15 条 常任理事会

常任理事会は支部長、副支部長および常任理事で構成し、総会の決議に基づいて、重要事務を処理するほか、支部の目的達成のために必要な事項を決議し、執行する。

第 16 条 役員総会

役員総会は支部役員全員で構成し、必要あるときに開催する。役員総会は常任理事会と同等以上の機能を持つ。

第 17 条 支部長による執行

常任理事会の決議が必要である事項であっても、急を要するときは、支部長は直ちに執行して事後に承認を求めることができる。

第 18 条 文書による表決

役員は役員会の出席に代えて、文書その他で意見を述べることができる。このときは表決に当たっては出席とみなす。

第 19 条 報告

総会の報告・決議事項は悠久会理事長に報告し、悠久会時報に掲載を依頼する。

第 20 条 経費

当支部の経費は支部会員会費、寄付金および雑収入で支弁する。

第 21 条 会費

当支部の通常会費は年額二千円とする。ただし必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第 22 条 会計年度

当支部の事業および会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 23 条 付則

当支部規則の変更は悠久会理事長に報告するものとする。

1. 当支部会員が住所、勤務先その他に移動があったときは直ちに支部長に報告するものとする。
2. 本規則は平成 2 年 7 月 17 日一部改正施行する。
3. 本規則は平成 6 年 6 月 23 日一部改正施行する。
4. 本規則は平成 16 年 7 月 10 日一部改正施行する。
5. 本規則は平成 19 年 5 月 23 日一部改正施行する。